SUEMURA EIICHIRO
守谷市議会議員 すえむら 英一郎 後援会ニュース
MORIYA CITY COUNCIL MEMBER

もりや市議会だより　2014 年 10 月号　【討議資料】　維新の党

平成 27 年４月より子ども・子育て支援新制度がスタートします

教育・保育の質の向上、待機児童の解消、地域での子育て支援などを目指し、平成 27 年４月より子ども・子育て支援新制度が始まります。
新制度スタートに向け、９月定例会にて関連する施設の認可基準等を定める条例が制定されました。
新制度では、幼稚園や保育園、認定こども園や地域型保育を利用することができます。

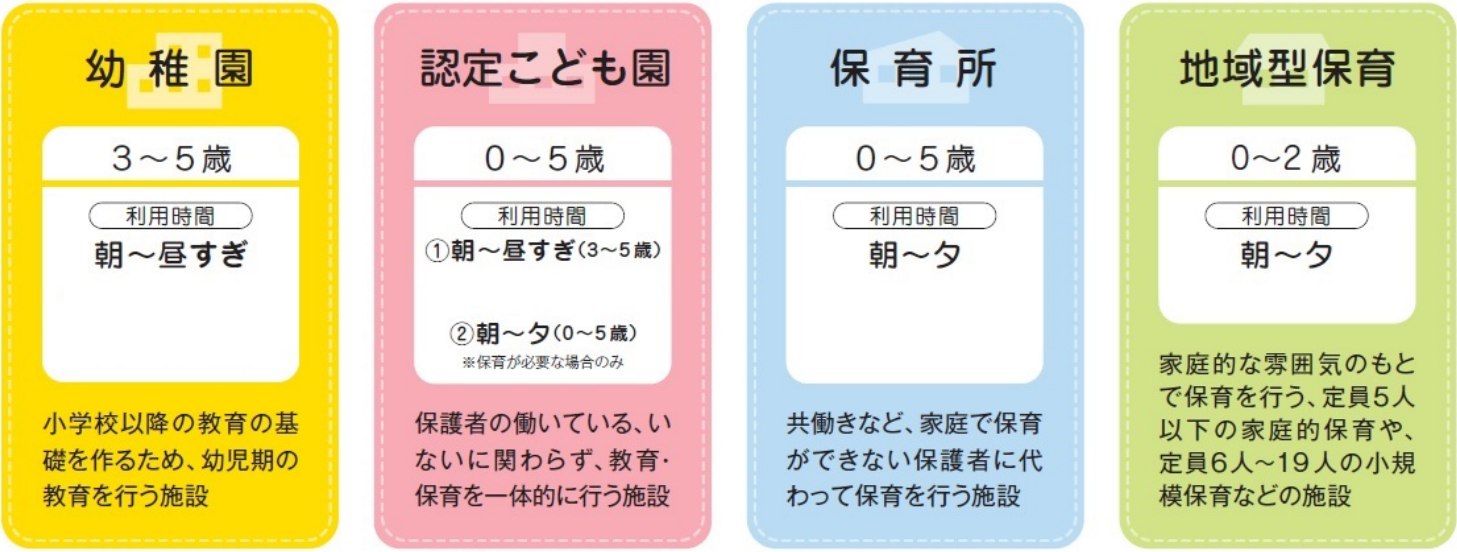

※地域型保育とは？

① 家庭的保育事業
個人宅などにおいて、家庭的な雰囲気の下、少人数を対象に保育を実施する事業です。

② 小規模保育事業
保育所に比べ小規模（定員６～19 人）な環境で、保育を実施する事業です。定員の違いなどで、Ａ型（保育所に近い形）、Ｂ型（Ａ型とＣ型の中間型）、Ｃ型（家庭的保育に近い形）の３類型があります。

③ 事業所内保育事業
事業所が自社の従業員の子どもの保育を行っている保育所で、地域の子どもも一緒に受け入れて保育を行う事業です。保育所型（定員 20 名以上）と小規模型（定員６～19 名）があります。

④ 居宅訪問型保育事業
病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で１対１の保育を行う事業です。